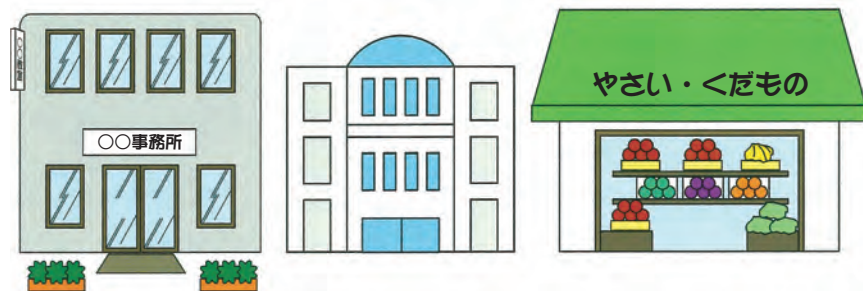


## 営業(事業)ごみ

(ごみステーションには出せません。)

事業所・商店・飲食店・病院・旅館・工場などの営業活動に伴って出たごみは、ごみステーションに出せませんので、各町村から許可を受けている許可業者と契約して処理してください。料金は、許可業者に確認の上契約してください。(許可業者一覧表は、各町村発行の収集計画表を確認願います。) なお、事業者自ら環境管理センターへ直接搬入することもできます。



環境管理センターへの搬入は一般廃棄物に限る

## 自己搬入

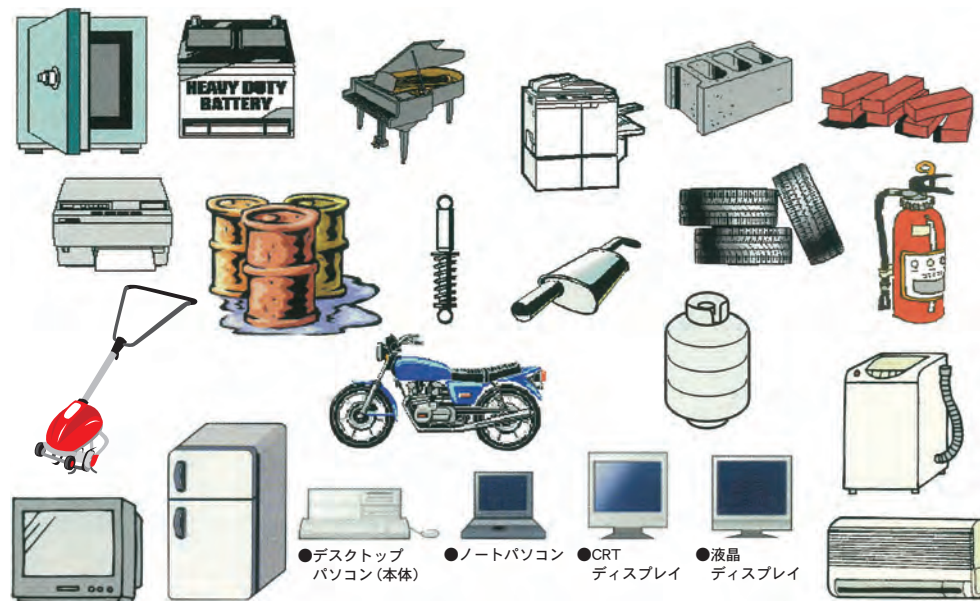
家庭や事業所から排出される一般廃棄物や引越しごみ・植木の剪定などで大量にでるごみを自ら直接搬入し処分しようとする場合は、環境管理センターへ直接搬入することができます。この場合、各町村ごとに手続きが違いますので、各町村発行の収集計画表を確認願います。(処分料金がかかります)



## 環境管理センターで処理できないもの

(ごみステーションには出せません。)

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(家電4品目)、パソコン、タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具類、電気温水器、モーター、水中ポンプ、自動販売機、金庫、消火器、コピー機、レーザープリンター、ステンレス浴槽、コンクリート製品(物干しざおの土台など)、ボイラー、バイク、廃油、自動車の部品、火薬類、農薬類、LPガスボンベ、グランドピアノ、劇薬など



- 1) 農機具類、タイヤ、バッテリーなどは、販売店に相談してください。
- 2) ビニールハウスのビニール、苗箱などは、産業廃棄物になりますので購入店に相談してください。
- 3) 家屋を解体した場合は、解体業者に処理までお願いしてください。